

年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会
(茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、新潟県、長野県、山梨県担当部会)
令和3年8月13日答申分

○答申の概要

年金記録の訂正の必要があるとするもの 1件

厚生年金保険関係 1件

厚生局受付番号 : 関東信越(受)第2100063号
厚生局事案番号 : 関東信越(厚)第2100032号

第1 結論

請求期間①から⑯までについて、請求者のA社における別表の第1欄に掲げる請求期間の標準賞与額を、同表第4欄に掲げる標準賞与額にそれぞれ訂正することが必要である。

請求期間①から⑯までに係る別表の第1欄に掲げる請求期間の同表の第4欄に掲げる標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「厚生年金特例法」という。)第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る請求期間①、②、③、⑥、⑦、⑪、⑫、⑭、⑮及び⑯に係る別表の第1欄に掲げる請求期間における同表第4欄に掲げる標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められ、請求期間④、⑤、⑧、⑨、⑩及び⑬の同表に係る別表第1欄に掲げる請求期間における同表の第4欄に掲げる標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和59年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : ① 平成21年12月22日
② 平成22年8月6日
③ 平成22年12月22日
④ 平成23年8月8日
⑤ 平成23年12月15日
⑥ 平成24年8月16日
⑦ 平成24年12月14日
⑧ 平成25年8月15日
⑨ 平成25年12月13日
⑩ 平成26年8月15日
⑪ 平成26年12月15日
⑫ 平成27年8月14日
⑬ 平成27年12月15日
⑭ 平成28年6月15日

⑮ 平成 29 年 6 月 16 日

⑯ 平成 30 年 6 月 29 日

各請求期間においてA社に勤務し賞与の支給を受けていたにも関わらず、各請求期間に係る賞与の記録が確認できないため記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求期間①から⑯までについては、支給及び控除資料（請求者から提出された預金通帳の写し及び金融機関の流動性元帳、事業主から提出された平成 25 年冬季賞与に係る一覧、金融機関から提出された流動性元帳並びに請求期間に係る同僚の賞与支払明細書をいう。以下同じ。）、当該期間に係る同僚のオンライン記録並びに事業主の陳述により、請求者はA社から、別表の第1欄に掲げる請求期間において、同表の第2欄に掲げる標準賞与額に相当する賞与の支払を受け、当該賞与から同表の第3欄に掲げる標準賞与額に見合う厚生年金保険料を事業主により控除されていたことが認められる。

また、請求期間に係る標準賞与額について、厚生年金特例法に基づき標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は請求者の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、請求者の当該期間に係る標準賞与額について、支給及び控除資料により確認又は推認できる厚生年金保険料控除額から、別表の第4欄に掲げる額に訂正することが必要である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、請求期間①から⑯までについて、請求内容どおりの健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届を社会保険事務所（平成 22 年 1 月以降は、年金事務所）に対し提出したか否か、また、厚生年金保険料を納付したか否かについて、不明と回答しているところ、請求期間①、②、③、⑥、⑦、⑪、⑫、⑭、⑮及び⑯については、これを確認できる関連資料及び周辺事情はないことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が請求どおりの厚生年金保険被保険者の賞与額に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情がないことから、行ったとは認められない。

一方、請求期間④、⑤、⑧、⑨、⑩及び⑬については、日本年金機構が保管している当該期間に係るA社の健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届総括表によると、当該期間に係る賞与については「不支給」として届出されていることが確認できることから、年金事務所は当該期間に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

別表

第1欄	第2欄	第3欄	第4欄
請求期間	賞与支給額 に基づく 標準賞与額	厚生年金保険料 控除額に見合う 標準賞与額	厚生年金特例法 訂正による 標準賞与額
① 平成21年12月22日	10万円	9万8,000円	9万8,000円
② 平成22年8月6日	5万円	5万円	5万円
③ 平成22年12月22日	10万円	10万円	10万円
④ 平成23年8月8日	5万円	5万円	5万円
⑤ 平成23年12月15日	10万円	10万円	10万円
⑥ 平成24年8月16日	7万円	7万円	7万円
⑦ 平成24年12月14日	10万円	10万円	10万円
⑧ 平成25年8月15日	7万円	7万円	7万円
⑨ 平成25年12月13日	12万円	12万円	12万円
⑩ 平成26年8月15日	7万円	7万円	7万円
⑪ 平成26年12月15日	12万円	12万円	12万円
⑫ 平成27年8月14日	7万円	7万円	7万円
⑬ 平成27年12月15日	12万円	12万円	12万円
⑭ 平成28年6月15日	7万円	7万円	7万円
⑮ 平成29年6月16日	7万円	7万円	7万円
⑯ 平成30年6月29日	7万円	7万円	7万円